

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）（以下、「細則」という。）に基づき下記のとおり特定者以外に参加意思を有し、応募資格を満たす者の有無を確認する公示を行います。

2023年9月19日

独立行政法人国際協力機構
東北センター 契約担当役 所長

| | |
|--------------------------|---|
| 調達管理番号 | 23c00587000000 |
| 調達件名 | 2023年度国別研修ウクライナ国「破壊廃棄物の適正処理と再資源化の推進」に係る研修委託契約 |
| 業務内容 | 別紙1「業務仕様書」による |
| 契約履行期間 | 2023年12月11日～2024年2月29日 |
| 選定方法 | 参加意思確認公募（詳細は別紙1「業務仕様書」による） |
| 特定者 | 一般社団法人 日本環境衛生センター |
| 応募資格 | 公示日において有効である全省庁統一資格を有すること。又は、当機構の審査により同等の資格を有すると認められた者。 その他、細則参加資格及び業務仕様書に記載の応募要件に該当すること |
| 参加意思確認書提出期限 | 2023年10月3日 17:00 |
| 契約担当部署 | 東北センター 総務課 電話番号：022-223-5151(代) メールアドレス：thictad@jica.go.jp |
| その他 | その他詳細は別紙1「業務仕様書」による |
| 独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則参加資格 | 応募をもって、以下のいずれにも該当しないことに誓約したものとみなします。 (1)当該契約を締結する能力を有しない者 (2)破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者 (3)独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程(総)第25号）第2条第1項の各号に掲げる者 (4)独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程（平成20年規程(調)第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を |

| | |
|-----------|---|
| | 受けている者 |
| 情報の公表について | <p>本競争への参加を以て、選定結果情報、契約情報（法人、個人、団体名（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員も同様）を含む）の公表に同意したものとみなします。</p> <p>機構の契約に関する情報の公表の基本方針は下記ウェブサイトの通りです。</p> <p>「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」 https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html</p> |

以 上

2023年度国別研修ウクライナ国「破壊廃棄物の適正処理と再資源化の推進」に係る 参加意思確認公募について

独立行政法人国際協力機構東北センター（以下、「JICA 東北」という。）は、以下の業務について、参加意思確認書の提出を公募します。

本業務は、ロシア侵略による攻撃を受け、建物やインフラの損壊を受けたウクライナ国におけるがれき問題を解決するために、日本の災害廃棄物処理並びに建設廃棄物リサイクルを定める制度、地方自治体の取組、処理技術などを学び、ウクライナにおけるがれき処理のモデル事業の成果発現及び関連する廃棄物管理能力の向上を図るものです。

本業務の遂行にあたっては、一般社団法人日本環境衛生センター（以下、「特定者」という。）を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき経費を積算したうえで契約を締結する予定です。

特定者は、JICA が実施したウクライナ国一般廃棄物管理に係る情報収集・確認調査（2018年）を受注したほか、JICA の廃棄物分野の国内研修の実績があります。また、国内の自治体の災害廃棄物処理計画の策定支援等の経験が豊富で、国内の災害廃棄物処理の取組に精通していることから、本研修に必要な知見、ノウハウやリソースを十分に有しています。以下の「2 応募資格」を満たし、本件業務を適切に実施し得る要件を備えています。特定者以外の者で応募資格を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

1 業務内容

- (1) 業務名：2023年度国別研修ウクライナ国「破壊廃棄物の適正処理と再資源化の推進」に係る研修委託契約
- (2) 案件概要：別紙2「研修委託業務概要」のとおり
- (3) 実施期間（2023年度）：2024年1月29日～2024年2月9日（予定）
- (4) 契約履行期間（2023年度）：2023年12月11日～2024年2月29日（予定）
※契約履行期間には、事前準備期間及び事後整理期間を含む。

2 応募資格

- (1) 基本的要件：
 - 1) 公示日において、令和04・05・06年度全省庁統一資格の競争参加資格（以下、「全省庁統一資格」という。）を有する者。又は、当機構の審査により同等の資格を有すると認められた者。
 - 2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第

225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。

3) 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年10月1日規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていないこと。具体的には以下のとおり扱います。

ア. 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。

イ. 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受け付けます。

4) 競争から反社会的勢力を排除するため、参加意思確認書を提出しようとする者(以下、「提出者」という。)は、以下のいずれにも該当しないこと、及び当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約していただきます。具体的には、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加資格を無効とします。

ア. 提出者の役員等(提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。)が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等(各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成24年規程(総)第25号)に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。)である。

イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。

ウ. 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。

エ. 提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。

オ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

カ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。

キ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。

ク. その他、提出者が東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号)又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

- 5) 法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等（※1）を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。

（中小規模事業者（※2）については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。）

- ア. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。
- イ. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。
- ウ. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。
- エ. 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。

（※1）特定個人情報等とは個人番号（マイナンバー）及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

（※2）「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が100人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。

- ・ 個人番号利用事務実施者
- ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
- ・ 金融分野（金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第1条第1項に定義される金融分野）の事業者
- ・ 個人情報取扱事業者

3 手続きのスケジュール

| | | |
|--------------------|------|---|
| (1) 参加意思 確認書の提出 | 提出期間 | 2023年10月3日 |
| | 提出場所 | JICA 東北 総務課 |
| | 提出書類 | 参加意思確認書(別紙3)、応募要件に該当する全省庁統一資格を有していない者は、参加意思確認書に記載の提出資料一式(写し可) |
| | 提出方法 | メール又は郵送 |

| | | |
|-------------------|-------|----------------|
| | 通知日 | 2023年10月6日(金) |
| (2) 審査結果の通知 | 通知方法 | メール又は郵送 |
| | 請求場所 | JICA 東北 総務課 |
| (3) 審査結果についての理由請求 | 請求方法 | メール |
| | 請求締切日 | 2023年10月13日(金) |
| | 回答予定日 | 2023年10月20日(金) |
| | 回答方法 | メール |

4 その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等の提出書類は無効とします。
- (2) 参加意思確認書等の提出書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4) 機構は提出された参加意思確認書等の提出書類を、その審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書等の提出書類の差し替え、及び再提出は認めません。
- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。(上記3(3)を参照ください。)
- (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名による企画競争若しくは指名競争入札を行います。その場合の手続き詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して連絡します。
- (8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。
- (9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本通貨に限ります。
- (10) 契約保証金：免除します。
- (11) 共同企業体：共同企業体の結成を認めません。又は、認めます。

※共同企業体の結成を認める場合：

共同企業体の結成を認めます。ただし、共同企業体を構成する社、又は代表者及び構成員全員が、上記2(1)(2)の応募資格を満たす必要があります。共同企業体を結成する場合は、「共同企業体結成届」(様式はありません。)を作成し、「参加意思確認書」に添付してください。結成届への代表者印及び構成員すべての社の社印は省略可とします。

以上

2023年度国別研修ウクライナ国「破壊廃棄物の適正処理と再資源化の推進」
研修委託契約 業務概要

1. 研修コース概要

(1) 研修コース名

2023年度国別研修ウクライナ国「破壊廃棄物の適正処理と再資源化の推進」
【来日研修】2024年1月29日～2024年2月9日

(2) 研修員（予定）

1) 定員 10名

2) 研修対象国 ウクライナ

3) 研修対象組織・対象者

破壊廃棄物（がれき）の処理を担当する行政官（中央政府／地方自治体）

(3) 研修使用言語

ウクライナ語

(4) 研修の背景・目的

ウクライナ国では、ロシアの侵略を受けて、攻撃による建物やインフラの損壊によって多種多様ながれきが発生している。ウクライナ国はがれきを「破壊廃棄物」と定義し、その管理の基本的な方向性を破壊廃棄物管理要領に係る内閣決定によって定めている。しかし、現状では大量のがれきの処理が地方自治体の大きな負担になっている。

JICAは、日本の災害廃棄物の処理に係る知見・経験を踏まえて、がれきの適正処理と再資源化を図るモデル事業をキーウ州で実施することを提案した。モデル事業は、その実施状況を参考にしながらその他の都市（ハルキウ、ドニプロ、ミコライウ、ヘルソン）に展開される予定である。

がれきの処理は、破壊廃棄物取扱要領によれば、ウクライナ国において都市廃棄物と同様に地方自治体に処理責任が委ねられており、今後、地方自治体の担当部局の能力向上、人材育成が課題となっている。

(5) 案件目標

日本の災害廃棄物処理並びに建設廃棄物リサイクルを定める制度、地方自治体の取組、処理技術などを学び、ウクライナにおけるがれき処理のモデル事業の成果発現及び関連する廃棄物管理能力の向上を図る。

(6) 単元目標（アウトプット）

- ① 日本の災害廃棄物処理・再生利用の制度、事例について理解する。
- ② 仮置き場の具体的な運営方法について理解する。
- ③ 関係者との意見交換を通じて相互に学びあい、課題解決に向けた意識が高まる。

(7) 研修内容

1) 研修方法

- ア. 講義
- イ. 参加者同士の意見交換、ワークショップ
- ウ. 関連施設等の視察
- エ. レポートの作成・発表

2) 当機構が実施するプログラム

集合ブリーフィング

来日時事務手続き、滞在諸手当の支給手続き等についての説明を、通常来日の翌日に実施する。

2. 委託業務の内容

(1) 契約履行期間（予定）

2023年12月11日～2024年2月29日

（この期間には、事前準備・事後整理期間を含みます）

(2) 業務の概要

参加する研修員に対し、研修目標達成のために日本の災害廃棄物処理・再生利用に関する知見・技術・事例を紹介し、案件目標達成に資する指導・案件管理を行う。

(3) 詳細

- 1) 研修日程調整及び研修詳細計画書の様式を用いた日程案の作成
- 2) 講師・見学先・実習先の選定
- 3) 講義依頼、講師派遣等依頼及び教材作成依頼文書の作成・発信
- 4) 教材の複製や翻訳についての適法利用の確認
- 5) 講師・見学先への連絡・確認
- 6) JICA、省庁、他関係先等との調整・確認
- 7) 講義室・会場等の手配
- 8) 使用資機材の手配
- 9) テキストの選定と準備（翻訳・印刷業務含む）
- 10) 講師への参考資料（テキスト等）の送付
- 11) 講師からの原稿等の取付、配布等の調整、教材利用許諾範囲の確認及び JICA へ

の報告

- 12) 講師・見学先への手配結果の報告
- 13) 研修監理員との連絡調整
- 14) プログラム・オリエンテーションの実施
- 15) 研修員の技術レベルの把握
- 16) 研修員作成の技術レポート等の評価
- 17) 研修員からの技術的質問への回答
- 18) 研修旅行同行依頼文書の作成・発信
- 19) 評価会、技術討論会（各種レポート発表会含む）の準備、出席
- 20) 閉講式実施補佐
- 21) 研修監理員からの報告聴取
- 22) 講義・見学謝金支払い、明細書送付を含む諸経費支払い手続き
- 23) 業務完了報告書作成、経費精算報告書作成
- 24) 関係機関への礼状の準備・発信、資材資料返却

3. 留意事項

- (1) 当機構は、本研修コース実施にあたって研修監理員を1名配置予定です。研修監理員は、JICAが実施する研修員受入事業において、JICA、研修員及び研修実施機関の三者の間に立ち、研修員の研理解を促進し、研修効果を高め、研修進捗状況を現場で確認する等、研修コースでの現場調整を行う人材です。JICAは登録された研修監理員の中から、研修コースごとに研修コースの特性等を勘案し、諸条件を提示して個別に業務を発注します（委任契約）。
- (2) 研修員及び同行者（上限1名）の研修旅行にかかる国内移動・宿泊については、当機構が別途委託している旅行会社が手配を行います。
- (3) 本業務概要は予定段階のもので、詳細については変更となる可能性があります。
- (4) 研修員受入事業及び研修委託契約の概要を含む研修委託契約の各種ガイドライン、契約書等については、以下JICA HPを参照願います。
https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/guideline.html

以 上